

大村敦志・本学名誉教授が、パリ・パンテオン・アサス大学（パリ第2大学）より名誉博士号の授与を受けられました。

2023年4月25日、大村敦志・本学名誉教授が、フランスのパリ・パンテオン・アサス大学（パリ第2大学）より名誉博士号の授与を受けられました。

大村教授は、民法・消費者法を専門とされ、多くの日本語およびフランス語での著作を公表されています。学界における貢献は言うまでもないことですが、法制審議会における家族法関連の部会において、幹事、委員として、また部会長として利害や見解の対立する難しい立法作業を主導してこられたことや、日仏法学会、アンリ・カピタン協会での活動を通じた多年にわたる日仏の国際交流における尽力も高く評価され今回の授与となりました。

当初は、2021年にフランス・パリ第2大学にて授与式が執り行われる予定でしたが、コロナウィルス禍のため、延期され、このたび、日本・フランス大使公邸にて、ステファン・ブラコニエ学長の名代として来日されたロラン・ルヴヌール教授により、フィリップ・セットン駐日大使の立会いの下、名誉博士号の授与が執り行われました。

奇しくも、本年は明治期の民法典制定に欠くことのできないギュスターブ・E・ボワソナード博士が来日されてから150周年に当たります。また、これまで、本研究科では、星野英一・名誉教授、樋口陽一・名誉教授がそれぞれ、同大学から名誉博士号の授与を受けておられます。授与式のスピーチで大村教授は、これらの事実に言及され、ご自身のさらなる研鑽について述べられました。



(参考) パリ第2大学 HP

<https://www.u-paris2.fr/fr/atsushi-omura-recoit-les-insignes-de-docteur-honoris-causa-de-luniversite-paris-pantheon-assas>